

平成29年度定期指導調査結果及び指導内容について

近畿厚生局
健康福祉課

1 指導調査数

平成29年度において、管内の介護福祉士学校及び福祉系高等学校等のうち、7施設8課程の指導調査を実施した。

2 指導調査重点項目

- (1) 施設及び設備に関する事項
- (2) 教員に関する事項
- (3) 教育に関する事項
- (4) 学生又は生徒に関する事項
- (5) 内容変更に関する事項
- (6) その他に関する事項

3 調査事項、確認内容及び指導内容

- (1) 施設及び設備に関する事項

確認内容	普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の必要があるが、基準を満たしていない普通教室を使用していた。
指導内容	基準を満たす普通教室を使用すること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-2-(4)

- (2) 教員に関する事項

確認内容	こころとからだのしくみの領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者が配置されていなかった。
指導内容	基準を満たす責任者を配置すること。
根拠規定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第9号

- (3) 教育に関する事項 指導内容なし

(4) 学生又は生徒に関する事項

確認内容	出席簿を見ると、学校内で出席簿の記載方法が統一されていなかったことから、学生の出席状況が把握できなかった。
指導内容	出席簿の記載方法を統一し、確実に把握できるようにすること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I - 6 - (3)

(5) 内容変更に関する事項

確認内容	主務大臣に変更の申請をせずに、未承認の普通教室・家政実習室を使用していた。
指導内容	指定内容に変更がある場合には適正な手続を行うこと。
根拠規定	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第9条第1項第8号

確認内容	社会福祉士介護福祉士学校指定規則第9条第1項第7号（教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別）及び第10号（介護実習施設等の種類、名称、所在地、設置者若しくは経営者の氏名並びに当該実習施設等における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名）に掲げる事項について、主務大臣に変更の届出をしていなかった。
指導内容	指定内容に変更がある場合には適正な手続を行うこと。
根拠規定	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第9条第1項第7号及び第10号

(6) その他に関する事項

確認内容	学則を見ると、位置が明示されていなかった。
指導内容	学則に明示すること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I - 5 - (ウ)

確認内容	情報開示状況を見ると、開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。
指導内容	定められている全ての内容に関して情報を開示すること。
根拠規定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第18号 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I - 10 - (1) 福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針 9 - (1)